

公益社団法人日本口腔インプラント学会における 学術推進基金に関する規程

平成22年11月11日制定

(目 的)

第1条 この規程は、基金（以下「基金」という）に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

(使 途)

第2条 基金の使途は、研究奨励事業、国際学術大会開催等の実施に限定する。

(構 成)

第3条 基金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基金とすることを指定して寄附された財産
- (2) 理事会において基金に繰り入れることを議決した財産
- (3) 基金とされている株式に基づく新株の発行により取得した株式

(管理運用)

第4条 基金は、元本が回収できる見込みが高く、かつ高い運用益が得られる方法で、固定資産として管理する。

(充 当)

第5条 基金の計画的な取り崩しにより事業の実施に充当するものとし、運用益は基金全額を費消する年度においてその金額を執行する。

- 2 前項の取り崩し額及び運用益の額は、予算に計上しなければならない。

(処 分)

第6条 事業の実施上やむを得ない事由により、予算に計上した計画的な取り崩し額を超えて基金及び運用益の全部又は一部を処分しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

(補 則)

第7条 この規程を改正する場合は、理事会の承認を経なければならない。

附 則

この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

参 考

旧社団法人規程 平成17年 8月15日制定及び施行